

## 千歳川流域水害対策協議会 規約

### (名称)

第1条 本会議は、「千歳川流域治水対策協議会」の活動を引き継ぎ、特定都市河川浸水被害対策法第6条に基づいて組織し、「千歳川流域水害対策協議会」（以下「協議会」と称する。

### (目的)

第2条 協議会は、気候変動の影響による降雨量の増加や石狩川からのバックウォーターの影響による内水排水困難な千歳川流域において、流域の持つ保水・貯留機能の適正な維持・向上、水防災に対応したまちづくりとの連携、住まい方の工夫等、流域内のあらゆる関係者が協働した総合的かつ多層的な水災害対策の効果的かつ円滑な実施を図るための協議及び連絡調整を行うことを目的とする。

### (協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。なお、必要に応じて代理を置くことができるものとする。

- 2 協議会には会長を置くものとし、会長は北海道開発局長が務める。
- 3 協議会の招集は会長が行う。
- 4 会長は座長を指名し、座長には協議会の運営・進行を任せることができる。
- 5 協議会は、第1項による者のほか、必要に応じて別表1の職にある者以外の者の協議会への参加を求めることができる。

### (協議会の実施事項)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 2 千歳川流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議。
- 3 上記計画の諸施策等の実施に係る連絡調整並びに実施状況の共有・検討。
- 4 その他、上記計画に関して必要な事項。

### (幹事会)

第5条 会長は、協議会の運営を円滑に進めるため幹事会を置くものとする。

- 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会には幹事長を置くものとし、幹事長は札幌開発建設部次長（河川計画）が務める。
- 4 幹事会の運営、進行及び招集は幹事長が行う。
- 5 幹事会は、第4条に掲げる事項を実施する。
- 6 幹事会は、第2項による者のほか、必要に応じて別表2の職にある者以外の者の幹事会への参加を求めることができる。
- 7 幹事長は、幹事会を開催した場合は、その結果（幹事会資料、議事概要等）を会長に書面で報告するものとする。
- 8 幹事会は、必要に応じて部会を設置することができる。

### (会議の公開)

第6条 協議会及び幹事会は、原則として公開する。ただし、審議内容によって

は、各会に諮り、非公開とすることができる。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料及び協議会から報告された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、各会の了解を得て公表しないものとする。

2 各会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 各会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、北海道開発局建設部河川計画課、札幌開発建設部、北海道建設部土木局河川砂防課及び空知総合振興局札幌建設管理部で行う。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続き、その他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

本規約は令和5年10月30日から施行する。

本協議会の設立をもって、千歳川流域治水対策協議会は廃止する。

(別表 1)

千歳川流域水害対策協議会 委員

○印は会長

○北海道開発局長

札幌開発建設部長

北海道知事

空知総合振興局副局長 (建設管理部担当)

江別市長

千歳市長

恵庭市長

北広島市長

南幌町長

長沼町長

林野庁北海道森林管理局石狩森林管理署長

林野庁北海道森林管理局空知森林管理署長

財務省北海道財務局管財部長

環境省北海道地方環境事務所次長

気象庁札幌管区气象台長

千歳川治水対策促進連合期成会 会長

(別表2)

## 千歳川流域水害対策協議会 幹事会 委員

☆印は幹事長

機関名	幹事会
北海道開発局	建設部 河川計画課長、農業水産部 農業計画課長 札幌開発建設部次長（河川工事・管理） ☆札幌開発建設部次長（河川計画）、札幌開発建設部次長（農業）、 江別河川事務所長、千歳川河川事務所長
北海道	総合政策部 計画局 土地水対策課長、農政部 農政課長 建設部 土木局 河川砂防課長 まちづくり局 都市計画課長、都市環境課公園下水道担当課長 空知総合振興局 地域創生部長、産業振興部長 札幌建設管理部事業室長 石狩振興局 地域創生部長、産業振興部長
江別市	企画政策部長、都市計画課長 経済部長、産業振興課長 建設部長、土木事務所長、治水課長 水道部長、下水道施設課長
千歳市	企画部長、まちづくり推進課長 産業振興部長、農村整備課長 建設部長、建設部次長、事業庶務課長 水道局長、下水道整備課長
恵庭市	企画振興部まちづくり拠点整備室長、まちづくり推進室次長 経済部長、経済部次長 建設部長、建設部次長 水道部長、水道部次長
北広島市	企画財政部長、都市計画課長 経済部長、農政課長 建設部長、建設部次長、建設総務課長 水道部長、下水道課長
南幌町	まちづくり課長、都市整備課長、都市整備課主幹、産業振興課長
長沼町	政策推進課主幹、産業振興課長、都市整備課長、都市整備課理事
北海道森林管理局	石狩森林管理署 森林技術指導官 空知森林管理署 森林技術指導官
北海道財務局	統括国有財産管理官（石狩地域担当） 統括国有財産管理官（空知地域担当）
北海道地方環境事務所	支笏洞爺国立公園管理事務所長
札幌管区気象台	気象防災部 地域防災推進課長 気象防災部 予報課長
千歳川治水対策促進連合期成会	江別市千歳川治水対策促進期成会 会長 千歳市治水対策促進期成会 会長 恵庭市治水対策促進期成会 会長 北広島市治水対策促進期成会 会長 長沼町千歳川治水対策促進期成会 会長 南幌町千歳川治水対策促進期成会 会長